

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (一括徴収記載例)

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者番号	事業所指定番号(8桁)		
宛名番号	1		
担連	所属	人事課 人事労務係	
当絡	氏名	甲斐 花子	
者先	電話	055-276-2111 内線 (123)	

令和 5 年 9 月 1 日提出	所在地	〒400-0115 甲斐市篠原2610番地									
	フリガナ	カブシキガイシャ カイサンギョウ									
	氏名又は名称	株式会社 甲斐産業									
	個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
フリガナ	カイ	イチロウ	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法			
氏名	甲斐 一郎										
生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日		140,000 円	6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	5 年 8 月 31 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)			
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										
受給者番号	001		円	円	円	円	円	円			
1月1日現在の住所	甲斐市島上条2254-1										
異動後の住所											

1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者番号	新規	法	円を
新しい勤務先	所在地	〒		期限分) から
	フリガナ			みです。
	氏名又は名称			2. 不要

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。
 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ↑
 一括徴収税額(納入額と同額)

2. 一括徴収の場合	理由	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
	① 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため ② 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	9 月 25 日	104,400 円	9 月分(翌月10日納入期限分)で納めます。

一括で徴収した税額を納入する月
 ※1月以降の退職の場合は一括徴収が義務づけられています

3. 普通徴収の場合	理由	※市町村記入欄
	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

御注意
 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 3 「転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。